

新宿区子ども園化推進検討委員会

第一次報告

平成22年 8月

目 次

新宿区における子ども園化の推進の検討	1
第1部会の検討事項に関する報告	2
新宿区の乳幼児人口の推移	2
乳幼児(0~5歳児)人口の推移	2
(1)新宿区全体の特徴	
(2)地域別の乳幼児人口の推移とその特徴	
新宿区における就学前保育・教育施設の状況	7
1 都市型保育サービスの充実としての認可保育園の取組み	7
2 幼稚園教育の推進と現状	8
3 幼保連携・一元化の取組み～「子ども園」の計画的整備～	9
就学前保育・教育施設の課題と今後の方向	10
1 子どもの生きる力を育てるための就学前教育の充実	10
2 子どもが生まれても安心して働ける環境づくり	10
3 区の就学前保育・教育施設の今後の方向	11
新宿区の目指す多様なスタイルの子ども園	11
1 子ども園の特徴等	11
2 新宿区の目指す子ども園	12
3 子ども園化推進の基本方針	14
4 子ども園整備の基本的な考え方	14
(1)施設運営方式別の整備の基本的な考え方	
(2)優先的整備の考え方	
子ども園化の推進にあたって	16
今後の検討課題	16
第2部会の検討事項に関する報告	17
検討の目的と基本的な考え方	17
第2部会の検討にあたって	
分園方式の子ども園の整備	17
1 分園方式の子ども園の定義	17

2	分園方式の組合せ	19
	（1）優先的な取り組み	
	（2）その他の取り組み	
3	運営形態等の検討	21
	（1）柏木幼稚園と北新宿第一保育園（ケース1）	
	（2）落合第五幼稚園と中井保育園（ケース2）	
	今後の検討課題	24
1	優先的な取り組みについて	24
	（1）利用要件	
	（2）サービスの内容及び形態	
	（3）子育て支援策	
	（4）職員配置	
2	その他の取り組みについて	24
参考資料		25
	・参考資料1 各園児数（地図）	
	・参考資料2 新宿区子ども園化推進検討委員会設置要綱	
	・参考資料3 新宿区子ども園化推進検討委員会部会設置要領	
	・参考資料4 新宿区子ども園化推進検討委員会 第一次報告策定経過	

新宿区における子ども園化推進の検討

1 新宿区子ども園化推進検討委員会の設置について

区は、少子社会に的確に対応するため、総合的な次世代育成支援について、区が目指す方向性と施策について発信し、実現していくことを目的として、平成 22 年 3 月に「新宿区次世代育成支援計画（平成 22 年度～平成 26 年度）」（以下「計画」という。）を策定した。この計画中、「就学前教育の充実」では「多様なスタイルの子ども園の導入が、また「待機児童解消対策の更なる推進」では、「既存施設を最大限活用し、保護者が安心して子どもを預けられる環境づくり」が、取組みの方向として示されたところである。

この取組みの方向に基づき、区立保育園及び幼稚園の子ども園化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 22 年 4 月 27 日に、子ども家庭部と教育委員会事務局との合同の庁内検討組織として、新宿区子ども園化推進検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置した。検討委員会では、4 つの部会をおき、子ども園化推進の基本的な考え方や具体化に向けた課題整理等を進めている。（検討委員会の設置要綱、各部会の設置要領及び所掌事項については、参考資料編のとおり）

2 検討の経過

第 1 部会は、子ども園のあり方として、子ども園に一元化するうえでの基本的な考え方や職員体制などの検討が所掌事項となっている。このため、まず、区の保育園、幼稚園における園児数の推移などの現状把握を行った。また、多様なスタイルの子ども園の類型・施設運営方式の別に、その効果や課題などの特徴を整理したうえで、今後の子ども園化推進の基本方針及び子ども園整備の基本的な考え方について検討を行った。さらに、子ども園の職員勤務体制における課題の抽出・解決の方策及び子ども園の担当組織などについて検討を進めている。

第 2 部会では、分園方式の子ども園の検討にあたり、まず、分園方式の子ども園の定義や共通事項について検討を行った。また、優先的に整備する分園方式の子ども園について、開設の時期や開設に向けた具体的な検討として、子ども園の受け入れ定員、施設の改修及び給食の提供方法等について検討を進めている。

第 3 部会では、区立保育園の子ども園化について、幼保連携型の子ども園と保育所型子ども園の違い、子ども園への移行時期・方法及び運営上の課題などについて整理を行っているところである。

第 4 部会では、新宿区子ども園保育・教育指針の策定など 5 つの検討項目について確認した。また、子ども園の理念や運営等の検討を踏まえながら、新宿区子ども園保育・教育指針の素案について検討を進めているところである。

3 検討の結果（第一次報告）について

6 月 29 日に開催された第 3 回検討委員会において、第 1 部会の所掌事項である「子ども園のあり方」について、また第 2 部会の所掌事項である「分園方式の子ども園」について検討結果が報告された。審議の結果、検討結果を原案のとおり了承し、ここに「第一次報告」として取りまとめたものである。

なお、第 1、2 部会のその他の所掌事項、第 3、4 部会の所掌事項については、平成 23 年 2 月を目途に報告書を取りまとめていく。

第1部会の検討事項に関する報告

新宿区の乳幼児人口の推移

乳幼児（0～5歳児）人口の推移

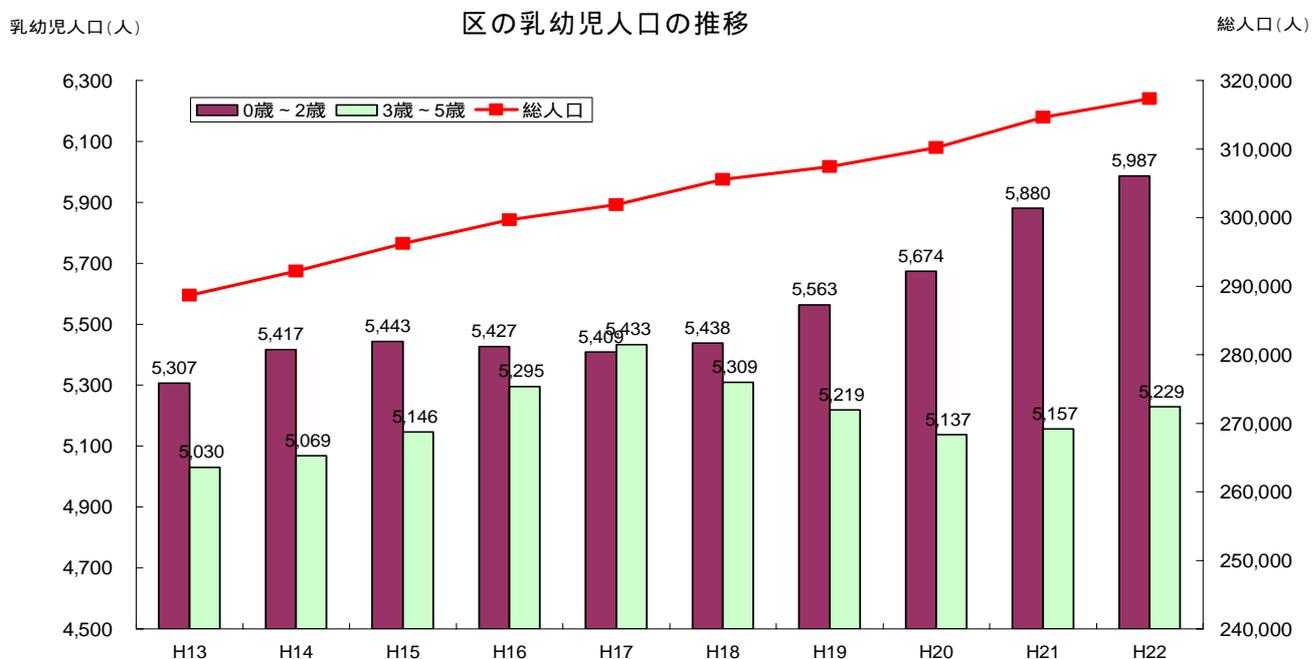
（1）新宿区全体の特徴

平成13年から10年間の年齢区分別の人口の推移をみると、「0～2歳児」は増加傾向にある。平成13年の5,307人が平成22年には5,987人となり、680人、12.8%増となっている。一方、「3～5歳児」は、平成17年までは増加傾向だったものの、その後はやや減少傾向にある。平成13年の5,030人が平成22年には5,229人となり、199人、4.0%の増となっている。

【表1】 区の乳幼児人口の推移

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
0～2歳児	5,307	5,417	5,443	5,427	5,409	5,438	5,563	5,674	5,880	5,987
3～5歳児	5,030	5,069	5,146	5,295	5,433	5,309	5,219	5,137	5,157	5,229
総人口	288,661	292,174	296,217	299,685	301,868	305,536	307,415	310,206	314,592	317,355

各年4月1日現在、外国人登録人口含む



各年4月1日現在、外国人登録人口含む

(2) 地域別乳幼児人口推移とその特徴(詳細は【資料1】に掲載)

ア 0~2歳児人口

- ・過去5年間の「0~2歳児」の人口増減数をみると(【表2】を参照)、全体では578人の増であるが、地域別増減内訳をみると、特に牛込地域の増加が著しく、302人の増、続いて四谷地域が106人の増、淀橋地域が101人の増となっている。一方、戸塚・落合地域は、増減があるものの比較的落ち着いていることが読み取れる。
- ・就学前の保育・教育施設の整備にあたっては、全体の人口動態から捉えるのではなく、地域ごとに、変動の大きい地域については、変動要因やその特徴を押さえる必要がある。

【表2】 0~2歳児人口の推移

0~2歳児人口 対前年同月増減数(人)	計	内訳				
		四谷	牛込	戸塚	落合	淀橋
平成22年4月1日	107	21	36	23	6	33
平成21年4月1日	206	34	123	22	46	19
平成20年4月1日	111	24	61	22	25	29
平成19年4月1日	125	10	49	9	28	29
平成18年4月1日	29	17	33	32	18	29
5年間の合計	578	106	302	44	25	101

イ 3~5歳児人口

- ・「0~2歳児人口の3年後の伸び率(以下「3年後の伸び率」という。)」は、全地域でマイナスになっているが、地域によりばらつきがある。

例えば、平成19年の「0~2歳児」5,563人は、3年後の平成22年の「3~5歳児」で5,229人となり、334人、6.0%の減少となっている(【表1】を参照)。

「3~5歳児」人口推計を捉える際には、地域によってばらつきのある「3年後の伸び率」を考慮する必要がある。

【参考】<年齢区分・地域の区分・3年後の伸び率について>

- 1 年齢の区分 = 保育需要、幼稚園需要を捉えるために、「0~2歳児」と「3~5歳児」別とした。
- 2 地域の区分 = 小さな区分にすると誤差が生じやすくなるため、10の特別出張所管内を5地域にまとめた。
(四谷 = 四谷、牛込 = 笹笥町・榎町・若松町、戸塚 = 大久保・戸塚、淀橋 = 柏木・角筈・区役所
落合 = 落合第一・落合第二)
- 3 3年後の伸び率 = $\text{平成A年：3~5歳児人口} / \text{平成(A-3)年：0~2歳児人口}$

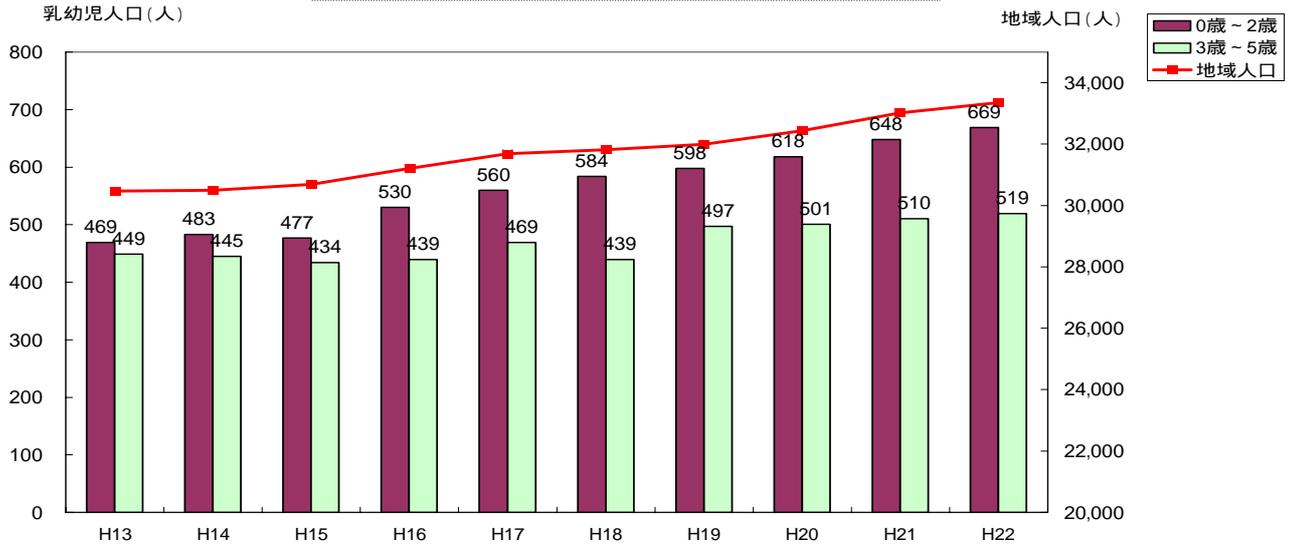
地域別乳幼児人口の推移とその特徴

* 各年 4 月 1 日現在。
* 地域別乳幼児人口には外国人登録人口は含まず。

【資料 1】

四谷地域

* 四谷特別出張所管内



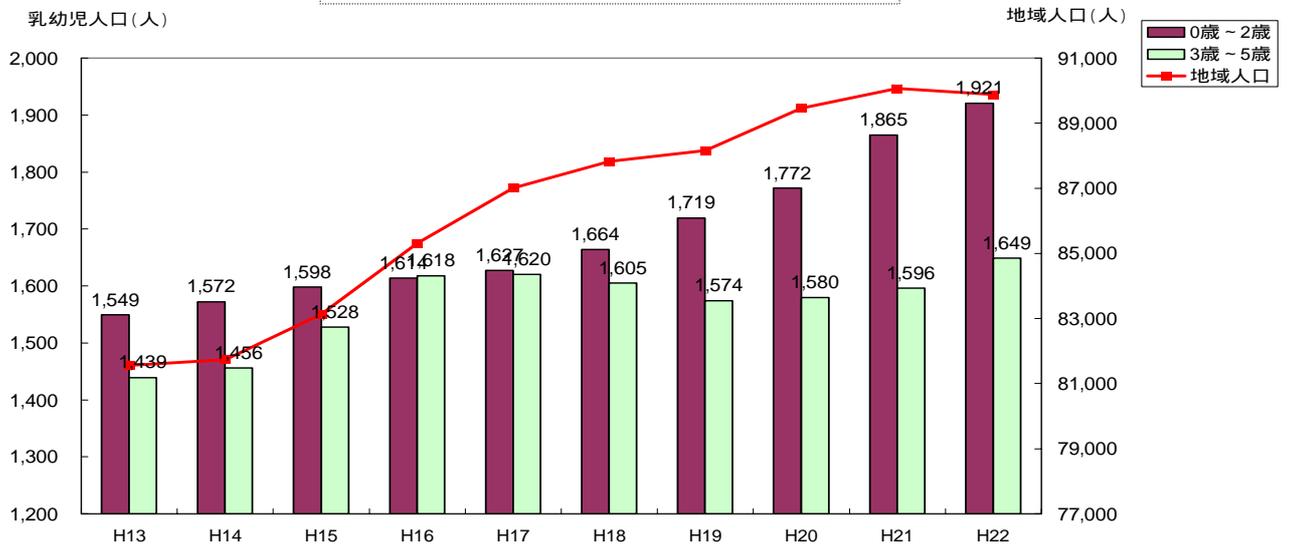
四谷地域の地域人口は平成 13 年から一貫して増加している。0～2 歳児人口の増加は著しく、10 年前と比べると 200 人、4 割以上増加している。3～5 歳児人口は、0～2 歳児人口ほどの増加ではないが、10 年前より 70 人増加している。

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
0～2 歳児	469	483	477	530	560	584	598	618	648	669
3～5 歳児	449	445	434	439	469	439	497	501	510	519
地域人口	30,472	30,490	30,691	31,211	31,683	31,809	31,990	32,427	33,018	33,346
0～2 歳児人口の 3 年後の伸び率			6.4%	2.9%	8.0%	6.2%	10.5%	12.7%	13.2%	

(人)

牛込地域

* 筆筈町・榎町・若松町特別出張所管内



牛込地域は人口の増加が著しい。0～2 歳児人口は 10 年前より 372 人増加しており、特に平成 17 年から急増している。3～5 歳児人口は 10 年前より 210 人の増加で平成 18・19 年にいったんは減少したものの、ここ数年の 0～2 歳児の増加により、今後 3～5 歳児人口の増加が見込まれる。地域人口は増加が緩やかになってきており、平成 22 年は減少に転じている。

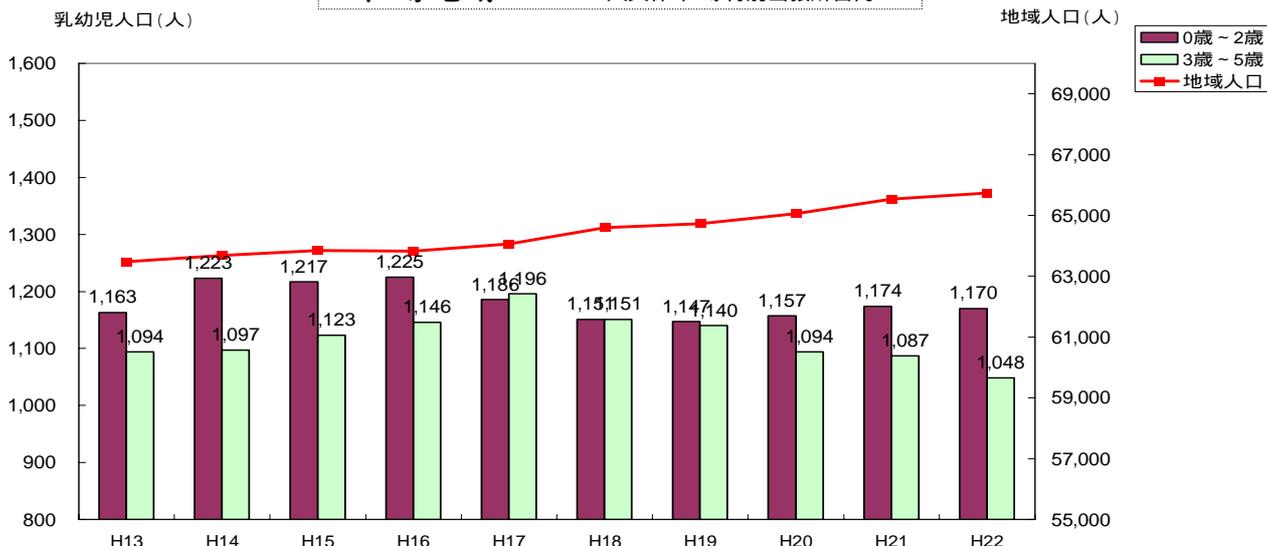
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
0～2 歳児	1,549	1,572	1,598	1,614	1,627	1,664	1,719	1,772	1,865	1,921
3～5 歳児	1,439	1,456	1,528	1,618	1,620	1,605	1,574	1,580	1,596	1,649
地域人口	81,564	81,742	83,132	85,310	87,005	87,823	88,155	89,454	90,064	89,884
0～2 歳児人口の 3 年後の伸び率			4.5%	3.1%	0.4%	2.5%	2.9%	4.1%	4.1%	

(人)

「0～2 歳児人口の 3 年後の伸び率」= 平成 A 年:3～5 歳児人口 / 平成(A 3)年:0～2 歳児人口

戸塚地域

* 大久保・戸塚特別出張所管内



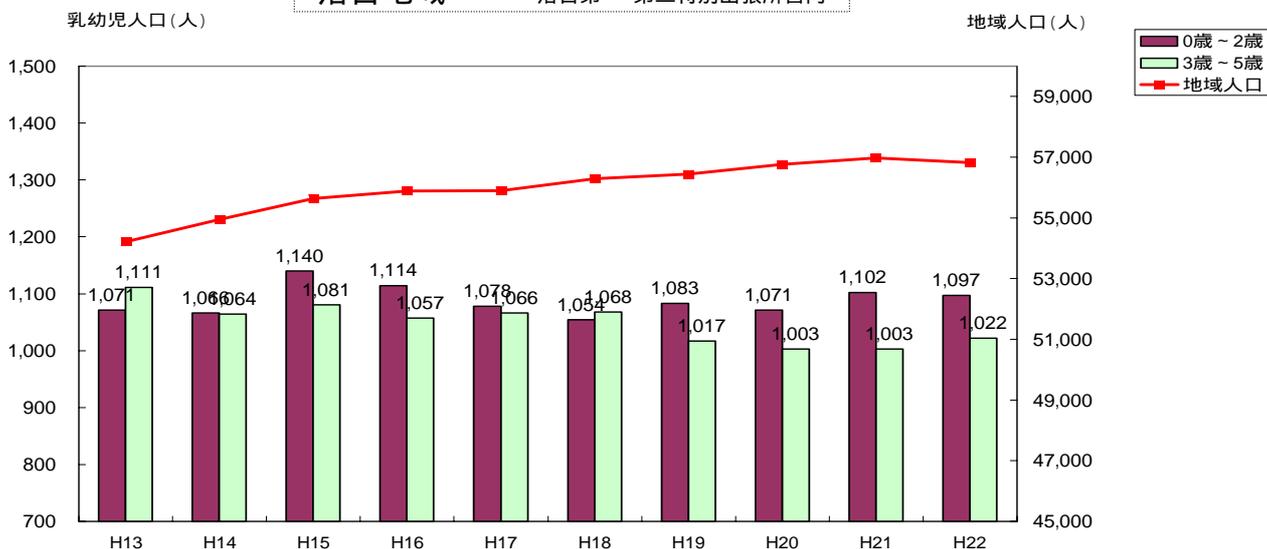
地域人口は緩やかに増加している。0～2歳児人口は、10年間で目立った変化はない。3～5歳児人口は、平成17年をピークに減少している。戸塚地域の特徴としては外国人登録者が多く、平成22年の0～5歳児の外国人登録者は、推計値で411人(次ページ「外国人(0-5歳児参照)」で僅かながら増加傾向がみられる。

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
0～2歳児	1,163	1,223	1,217	1,225	1,186	1,151	1,147	1,157	1,174	1,170
3～5歳児	1,094	1,097	1,123	1,146	1,196	1,151	1,140	1,094	1,087	1,048
地域人口	63,481	63,678	63,843	63,826	64,056	64,595	64,730	65,058	65,536	65,734

0～2歳児人口の3年後の伸び率	1.5%	2.2%	5.4%	6.9%	7.8%	5.6%	8.6%
-----------------	------	------	------	------	------	------	------

落合地域

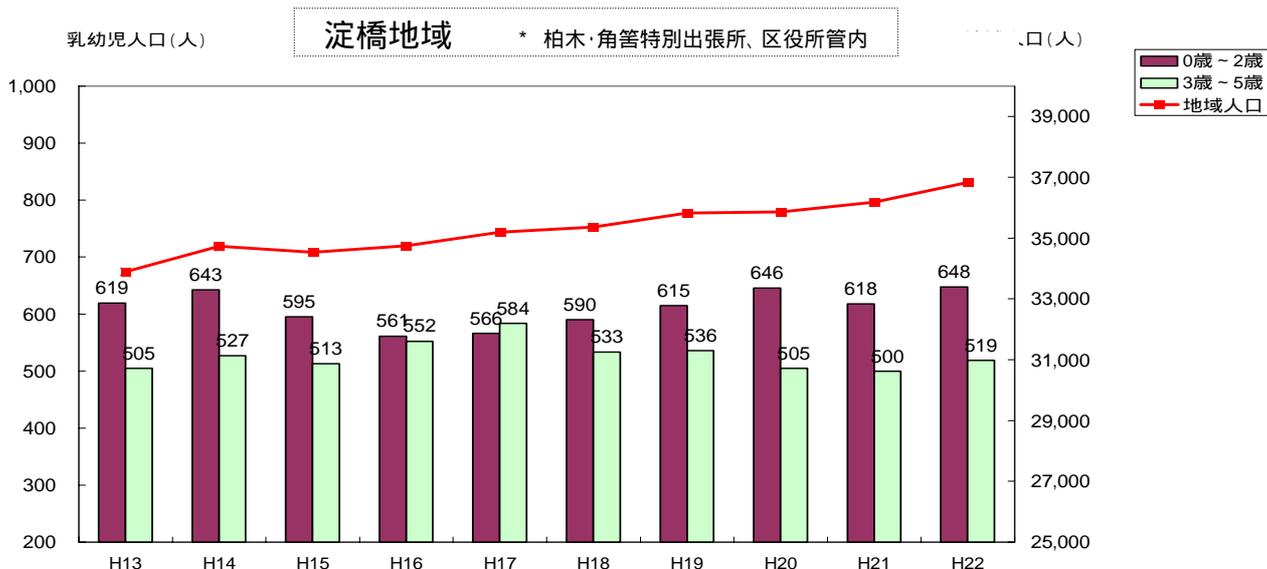
* 落合第一・第二特別出張所管内



戸塚地域と同様の傾向がみられる。0～2歳児人口は、増減はあるもののほとんど変化なく推移している。3～5歳児人口は、やや減少傾向がみられる。

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
0～2歳児	1,071	1,066	1,140	1,114	1,078	1,054	1,083	1,071	1,102	1,097
3～5歳児	1,111	1,064	1,081	1,057	1,066	1,068	1,017	1,003	1,003	1,022
地域人口	54,208	54,948	55,635	55,891	55,895	56,287	56,437	56,762	56,979	56,819

0～2歳児人口の3年後の伸び率	1.3%	0%	6.3%	8.7%	7.0%	4.8%	5.6%
-----------------	------	----	------	------	------	------	------

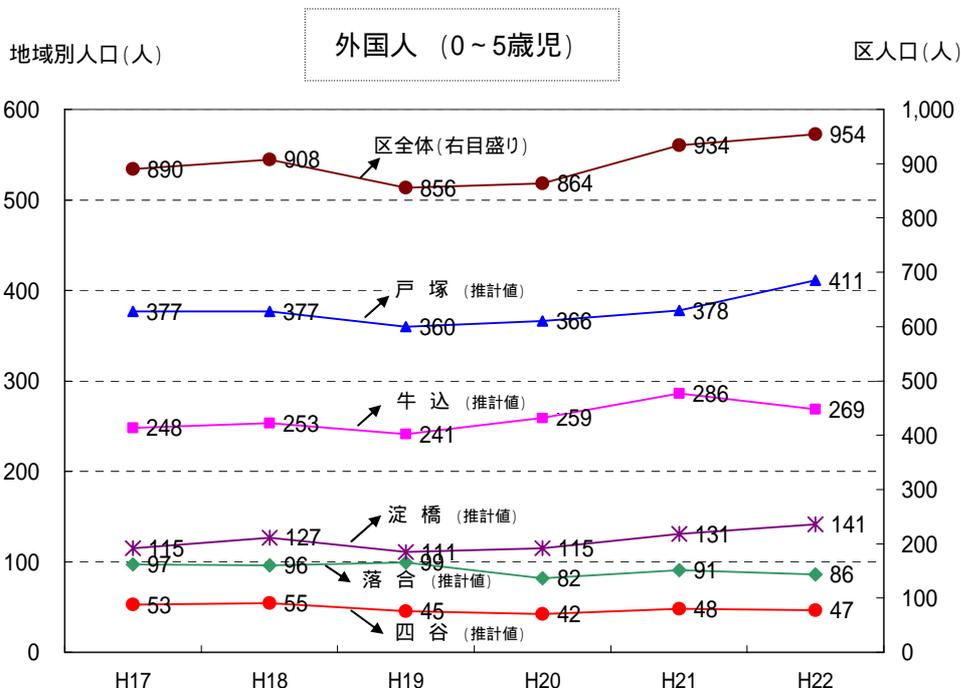


0～2歳児人口は平成14年を境に減少に転じたが、平成16年より少しずつ増加している。淀橋地域の大きな特徴として「0～2歳児人口の3年後の伸び率」が全地域のなかで一番低いことがあげられる。特に、平成19年の0～2歳児人口は615人で、同一集団である3年後の平成22年の3～5歳児人口は519人となっており、「3年後の伸び率」はマイナス15.6%と低い伸び率になっている。

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
0～2歳児	619	643	595	561	566	590	615	646	618	648
3～5歳児	505	527	513	552	584	533	536	505	500	519
地域人口	33,899	34,736	34,538	34,751	35,203	35,365	35,824	35,856	36,186	36,829

(人)

0～2歳児人口の3年後の伸び率	10.8%	9.2%	10.4%	4.5%	10.8%	15.3%	15.6%
-----------------	-------	------	-------	------	-------	-------	-------



* 外国人登録者の年齢別の統計はあるが町丁目・年齢別の統計がないため、平成22年6月21日現在のデータを基に、各年4月1日の町丁目・年齢別人口を推計した。

0～5歳児人口は10年間で64人増加した。区外国人登録者数が10年間で10,400人以上増加したことと比較すると、0～5歳児人口の増加は目立った変化ではない。しかし、平成19年にいったん減少に転じた0～5歳児人口は平成20年から増加しており、今後の推移を見ていく必要がある。

地域別には、戸塚地域と淀橋地域に増加傾向がみられる。一方、四谷地域・落合地域ではやや減少傾向がみられる。

新宿区における就学前保育・教育施設の状況

1 都市型保育サービスの充実としての認可保育園等の取り組み

【認可保育園】

認可保育園は、保護者が就労等で就学前児童を家庭で保育できない場合（「保育に欠ける要件」）に預かる児童福祉施設である。区立保育園は、平成 15 年には 30 園あったが、多様な保育サービスや保育需要の増加に対応するためには、多様な保育園の運営主体が必要との考え方により、老朽化した園の改築等の際に民営化を行ってきた。平成 22 年 4 月現在、区立保育園は 26 園（子ども園 2 園含む）、私立保育園は 12 園となっている。

【認可外保育施設】

認可保育園以外の保育施設を認可外保育施設というが、都・区が運営費を補助している施設に、認証保育所、保育室そして家庭福祉員がある。また、区直営として区立幼稚園施設の一部を利用した保育ルームがある。

認証保育所は、平成 13 年度に都が創設した都独自の基準による都市型の保育施設であり、民間事業者等を運営主体とする。区でも、既存の認可保育園では対応が難しい、様々な就労形態やライフスタイルにあった保育需要への対応として、平成 14 年度以降増設を行い、平成 22 年 4 月現在 12 園となっている。

また、認証保育所の対象児童は、認可保育園の「保育に欠ける」要件にかかわらず、月 160 時間以上の保育が必要な就学前児童である。区内 12 園の定員合計に占める 0 歳から 2 歳までの定員の割合は 70%を超えており、一定の待機児童の受け皿となっている。

保育室は、平成 22 年 4 月現在 4 園あるが、0 歳から 2 歳までの保育を要する就学前児童を対象とした保育施設であり、現在、それぞれ認証保育所への移行計画などがある。

家庭福祉員は、0 歳から 2 歳までを対象とし、1 人あたり 3 人から 5 人を預かる通称保育ママと呼ばれる制度である。

保育ルームは、待機児童解消対策として、区立幼稚園舎の一室に、平成 21 年 12 月から平成 24 年 3 月まで期間を限定して設置した区直営の認可外保育施設であり、平成 22 年 4 月現在 2 園である。

【表 3】 認可保育園及び認可外保育施設園児数の推移（区民）

年 度		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
認可保育園 合計		2,929	2,941	2,976	3,104	3,138	3,144	3,175	3,241	3,341	3,404
内 訳	区立保育園	2,230	2,247	2,288	2,261	2,263	2,278	2,204	2,240	2,326	2,282
	私立保育園	699	694	688	843	875	866	971	1,001	1,015	1,122
認証外保育施設 合計		54	51	61	114	185	198	269	319	369	497
内 訳	認証保育所	-	-	7	75	130	155	228	258	300	422
	保育室	46	46	47	33	47	39	32	55	54	53
	家庭福祉員	8	5	7	6	8	4	9	6	15	14
	保育ルーム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
合 計		2,983	2,992	3,037	3,218	3,323	3,342	3,444	3,560	3,710	3,901

1 各年度 4 月 1 日現在 2 区立保育園には子ども園在籍の 0～3 歳児を含む。

3 保育室数値（H13～16）は区外を含む。

【表 4】 待機児童数の推移

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
0 歳児	1	6	8	1	8	0	4	4	4	37
1 歳児	15	23	38	13	13	22	12	46	42	26
2 歳児	11	15	14	12	8	6	9	6	17	14
3 歳児	3	12	24	8	6	3	0	3	6	6
4・5 歳児	0	1	5	1	0	1	1	1	1	0
合 計	30	57	89	35	35	32	26	60	70	83

各年度 4 月 1 日現在

2 幼稚園教育の推進と現状

【区立幼稚園】

新宿区の区立幼稚園は、戦後から高度成長時代にかけて増大する幼児教育需要に応えるため、昭和 42 年度に、区立小学校すべてに幼稚園を併設し、36 園を整備した。他区では、私立幼稚園の補完的な役割として区立幼稚園を設置してきたが、新宿区では、積極的に幼児教育に取り組む姿勢を示したところに、その特色がある。

しかしながら、第二次ベビーブーム世代が在園した昭和 53 年の園数 36 園、在園児数 4,813 人をピークにそれ以降は減少の一途をたどっている。10 年前の平成 13 年では、園数 27 園、在園児数 1,224 人が、平成 22 年には 22 園（子ども園含む）、1,076 人となり、平成 13 年と比較して 147 人、12.0%の減となっている。また、定員に対する充足率は 64.7%（平成 22 年 5 月 1 日現在）であり、区立幼稚園の小規模化が進んでいる。

このため、区立幼稚園では、学級編制（4 歳児の応募者が 12 名未満の場合）ができずに休学級や休園となる園が出ており、小学校全校に併設というこれまでの姿勢は維持できなくなっている。

【私立幼稚園】

私立幼稚園については、区立幼稚園の園児数がピークだった昭和 53 年には 20 園あったが、現在は 10 園にまで減少している。これは社会情勢の変化等の他に、区立幼稚園が区内均一に配置されたため一部の地域で競合関係が発生したことや、区立との保育料の差なども減少要因のひとつであると考えられている。ただし、ここ 10 年の推移をみると、平成 13 年の 719 人が、平成 22 年には 848 人となり、129 人、17.9%の増となっている。

現在の幼稚園の就園状況を見ると、在園児の 2 分の 1 以上が私立幼稚園であることから、公私立の幼稚園が共存共栄の関係を保ちながら、連携・協力していくことが必要である。新宿区では、平成 20 年度に私立幼稚園保護者の負担軽減補助の大幅な拡充を行い、公私立幼稚園の入園料及び保育料の公私格差を縮め、保護者の選択肢の幅を拡大してきた。

【表 5】 幼稚園児数の推移（区民）

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
区立幼稚園	1,224	1,232	1,198	1,233	1,251	1,185	1,093	1,014	985	880	
区立子ども園	-	-	-	-	-	-	86	99	98	196	
私立幼稚園	1,311	1,337	1,368	1,450	1,465	1,462	1,397	1,417	1,434	1,520	
内 訳	区 内	719	719	728	800	824	814	771	781	802	848
	区 外	592	618	640	650	641	648	626	636	632	672
合 計	2,535	2,569	2,566	2,683	2,716	2,647	2,576	2,530	2,517	2,596	

幼稚園児数 各年度 5 月 1 日現在

3 幼保連携・一元化の取り組み～「子ども園」の計画的整備～

新宿区では、幼稚園や保育園といった枠組みを越えた新たな仕組みが求められてきたことから、国の動き等も踏まえ、0 歳から小学校就学前までの子どもに対し、同じ環境の下で保育・教育が受けられるように、「幼保連携・一元化の理念」を定め、以下の子ども園化を計画的に進めてきた。

平成 19 年 4 月に四谷第三幼稚園、四谷第四幼稚園、三栄町保育園を統合し、公立では都内初の「認定こども園」である四谷子ども園を創設。

平成 17 年 9 月に隣接する愛日幼稚園と中町保育園とで幼保連携をスタートし、平成 19 年 4 月からは両園児で 1 クラスを構成する合同保育を実施した。この取り組みを踏まえ、平成 22 年 4 月に両園を統合し、区内 2 園目となるあいじつ子ども園を開設。

平成 23 年 4 月に現在の西新宿幼稚園の場所に園舎を新築し、西新宿幼稚園と西新宿保育園を統合した（仮称）西新宿子ども園を開設予定。

就学前保育・教育施設の課題と今後の方向

1 子どもの生きる力を育てるための就学前教育の充実

子どもを取り巻く社会環境は常にめまぐるしく変化しており、大人たちが手を携え、子どもが自ら育つ力を最大限に活かし、子どもの成長を見守るとともに、生きる力を育てる環境を整備していくことが求められている。

とりわけ、乳幼児期は、意欲・態度、基本的習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前の保育・教育はその後の子どもの「生きる力」の基礎となっている。

現在、新宿区の4、5歳児の大半は、保育園、幼稚園等に在籍しているが、平成20年の幼稚園教育要領と保育所保育指針の改訂等により、両者の保育・教育内容の差異はほとんどなくなっており、幼児が通う施設の違いかかわらず就学前の保育・教育を充実し、子どものよりよい育ちのための環境づくりが重要になっている。

2 子どもが生まれても安心して働ける環境づくり

保護者のライフスタイルや働き方が多様化する中で、男女ともに働きながら子育てし、社会的責任を果たす生き方が広まりつつある。また、一時保育や非定型就労への保育サービスへの需要など、多様な保育ニーズが生じており、そのようなニーズに応えるなど、子どもが生まれても安心して働き続けられる保育・教育の環境づくりが求められている。

新宿区は、都心部に位置し、職住接近が可能な環境であり、都のプレス発表や民間の調査によっても保育サービスが充実していると評価されている。しかし、一方で、核家族化や近隣関係の希薄化が進んでいる地域特性から、長時間保育や子どもが病気のときでも預けられるサービスの必要性などが高くなっている。区における労働力率を国勢調査からみると、子育て世代の女性が離職することによって生じるM字曲線の底が、全国、東京都より浅く、台形に近くなっており、出産・育児期においても就業を継続している女性が多いことがうかがわれる。

全国的に、都心部においては、女性の就業率の増加、都心への人口流入に伴う乳幼児人口の増加などの様々な要因から、認可保育園の利用を希望しても申し込みに応じられない待機児童の増加という問題が生じている。

平成19年度以降の待機児童の最大の特徴は「0歳児から2歳児」が全体の90%以上を超えていることであり、これは、育児休業制度が普及した結果、子どもが1歳前後に保育園へ入園を希望する育児休業明け世帯が増加していることが主な要因と考えられる。

また、新宿区の待機児童数は、平成21年度途中から0歳児に大きくシフトしてきているため、認可保育園の整備と認証保育所の増設による計画的対応に加え、区有施設を活用した緊急対応など、0歳児から2歳児までの受入枠の拡大を重点的に行っていく必要がある。

3 区の就学前保育・教育施設の今後の方向

前述のとおり、区は、就学前教育のさらなる充実とともに、子どもが生まれても安心して働き続けられる保育・教育の環境づくりが求められている。

また、保育園では待機児童が増加する一方、区立幼稚園では学級編制ができない園がでるなど、区の保育・教育ニーズに対して、その受け皿である保育・教育施設の配置のアンバランスな状況を解消する必要がある。

したがって、今後は、これまで取り組んできた幼保連携・一元化をさらに進め、区立保育園及び幼稚園を多様なスタイルの子ども園に一元化することにより、就学前の子どもの保育・教育環境の充実を図るとともに、地域の保育需要に対応していく。

子ども園化にあたっては、区全体の施設活用のあり方を踏まえ保育園舎や幼稚園舎の有効活用を図るとともに、引き続き、区立幼稚園の適正規模・適正配置を進める。

また、子ども園は、区の取組みとともに、民間の保育園や幼稚園の子ども園化（認定こども園制度の活用）を支援していく。

新宿区の目指す多様なスタイルの子ども園

1 子ども園の特徴等

子ども園の特徴等を整理すると次のとおり。

- ・0歳から5歳までの育ちを踏まえた保育・教育を実践することができる。
- ・保育園や幼稚園で培ってきた知識・技能の双方の良さを活かすことにより、保育・教育の質の向上を図ることができる。
- ・これまで進めてきた保育園・幼稚園と小学校との連携をさらに促進することができる。（例えば小1プロブレムの解消につながる。）

2 新宿区の目指す子ども園 ～多様なスタイルの子ども園～

これまで整備してきた子ども園は、いずれも「認定こども園制度」を活用した「幼保連携型」の子ども園を、小学校に併設する幼稚園と近隣の保育園を統合する方式で整備してきた。

今後、子ども園の取組みをさらに進め、区立保育園及び幼稚園を子ども園に一元化するためには、認定こども園制度の他の類型や様々施設運営の手法を組合せながら、多様なスタイルの子ども園を整備する必要がある。

多様なスタイルの子ども園として、類型・施設運営方式別に整理したものが、【資料2】である。

特に、分園方式の子ども園については、保育園舎や幼稚園舎を有効に活用することにより、園児の活動の充実や園児定員の拡充を行うことが可能となることから、施策効果の最も高い施設運営方式である。

なお、「認定こども園制度」における類型には、「幼保連携型」「保育所型」「幼稚園型」「地方裁量型」の4類型があるが、どの類型の「子ども園」とするかについては、地域の保育・教育需要、施設の状況及び地域の事情等を考慮し、施設ごとに判断する。

【多様なスタイルの子ども園の類型・施設運営方式】

(1) すべての子ども園に共通する事項

<p>対象児童 すべての就学前の子ども 但し、保育・教育を一体的に行う対象児童は3～5歳児又は4～5歳。また、施設の認可形態、施設運営方式により利用要件を設定。</p> <p>保育時間 短時間・中時間・長時間保育を施設ごとに設定</p> <p>保育・教育内容 新宿区が独自に策定する「新宿区子ども園保育・教育指針」に基づくプログラムの実施</p>

(2) 施設運営方式とその効果・特徴

区 分	施設の形態	主な効果・特徴等
施設一体方式	小学校併設幼稚園と近隣の保育園とを一体的に整備する場合等	施設の一体的整備により、統合前に比べ定員の拡充が可能
分園方式	近隣の保育園と幼稚園の組み合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・園舎を有効活用することにより園児の活動をより充実することができる。 ・3～5歳児の保育を幼稚園舎で行うことにより、園全体の定員の拡充が図られるとともに、新たな保育サービスの導入が可能となる。 ・施設の統合整備により、統合前に比べ定員の拡充が可能となる。
単体方式	既存の保育園舎又は幼稚園舎の活用	園舎の空きスペースや余剰定員の効果的な活用により、園全体の定員拡充が図られる。

認定こども園制度の「類型」と区別するため、子ども園を「施設運営方式」に区別して表記することとした。したがって、本委員会の第2部会設置要領第2条の所掌事項は「分園型」の検討と規定されているが、「第一次報告」以降は、「分園方式」と表記する。

多様なスタイルの子ども園の類型・施設運営方式

【資料2】

類型・方式	幼保・連携型		保育所型		幼稚園型	地方裁量型 (新宿区独自制度)
	施設一体方式	分園方式	単体方式	分園方式	単体方式	
対象施設	小学校併設の幼稚園と保育園とを一体的に整備する場合 施設規模の大きい幼稚園	距離の近い保育園と幼稚園の組み合わせ	(分園方式)の子ども園化計画のない保育園	距離の近い保育園と幼稚園の組み合わせ	の子ども園化計画のない幼稚園	すべての保育園、幼稚園及び子ども園 ・保育所、幼稚園認可を取らない。 ・新宿区独自の設置基準による運営
対象児	すべての就学前の子ども 但し、保育・教育を一体的に行う対象児童は3～5歳児又は4～5歳。また、施設の認可形態、施設運営方式により利用要件を設定。					
クラス構成	0～5歳児	保育園舎で0～2・3歳児 幼稚園舎で3・4～5歳児	0～5歳児	保育園舎で0～2・3歳児 幼稚園舎で3・4～5歳児	0～5歳児	0～5歳児
保育時間	基本的には、現行の子ども園と同じ(短時間・中時間・長時間) 時間の設定のバリエーションは有り					
保育・教育内容	新宿区子ども園保育・教育指針に基づく共通プログラム 今後策定の予定					
給食設備	施設整備の中で対応	各園舎に設置	保育園舎の活用	各園舎に設置	幼稚園舎の状況、施設運営形態等により設置を判断	新宿区独自の設置基準により設置
効果・特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・保育・教育を一体的に提供することにより、より良い保育・教育環境の向上が図られる。 ・新宿区子ども園の理念、保育・教育の質の向上を図るためには、この形態が望ましい。 ・施設整備により、統合前の定員増が可能となる。 					
	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園舎で保育することにより、保育園児の活動をより充実できる。 ・既存施設の活用により、一体型と比較して、整備コストを抑制できる。 ・幼児の保育を幼稚園舎で行うことにより、保育園舎の定員(0～2歳)を増やすことが可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な施設改修を必要としない。 ・運営面で幼保連携型と比較して、職員配置等柔軟な対応が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園舎で保育することにより、保育園児の活動をより充実できる。 ・既存施設の活用により、一体型と比較して、整備コストを抑制できる。 ・運営面で幼保連携型と比較して、職員配置等柔軟な対応が可能。 ・幼児の保育を幼稚園舎で行うことにより、保育園舎の定員(0～2歳)の定員を増やすことが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育に欠ける子どもを受け入れることにより、幼稚園舎の有効活用が図られる。 ・大規模な施設改修を必要としない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認可基準に代わる新宿区独自基準により運営することにより、認定子ども園制度の枠を超えた子ども園化推進が可能。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園と幼稚園との統合が前提。 ・小学校の適正配置の機会を活用することなどを想定。 ・施設整備費等経費負担が大。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、保護者への負担増。 ・施設が分かれていることによる、給食室の整備などの施設面、運営面での新たな課題が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間保育の子ども定員枠をどのように設定するかが課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、保護者への負担増。 ・施設が分かれていることによる、給食室の整備などの施設面、運営面での新たな課題が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・0～2・3歳の保育室が必要となるため、0～5歳児の子ども園とするには、空き教室のある幼稚園に限られる。 ・給食サービスを実施する場合は、新たな施設整備や提供方法を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定外施設については都区財調算定されない。 ・保育所及び幼稚園認可に代わる新宿区独自基準の創設に時間を要する。
	・同じ職務に関わらず、勤務条件の異なる保育士、幼稚園教諭が従事する場合があります。処遇の見直し等が課題。					
施設改修経費	大	中	小	中	中	中

3 子ども園化推進の基本方針

子ども園の特徴や多様なスタイルの子ども園の検討を踏まえ、区立保育園及び幼稚園の「子ども園化推進の基本的方針」を次のとおり定める。

子ども園化推進の基本方針

- 1 区立保育園及び幼稚園を、保護者の就労の状況に関わらず、保育・教育を一体的に行う子ども園に一元化する。
- 2 子ども園を、多様なスタイル、多様な手法（民間の活用を含む）により整備する。
- 3 子ども園を、地域の保育需要（待機児童等も含む）や地域事情、地域バランス等を考慮し、計画的に整備する。

また、子ども園化推進にあたっては、以下について留意しながら進めるものである。

地域の保育需要を踏まえ、効率的・効果的に推進する。

子ども園化推進にあたっては、区内の保育・幼児教育の担い手である私立幼稚園との連携を十分図るとともに、私立保育園・幼稚園の子ども園化や民間の活用についても併せて検討する。

子ども園化の対象となる保育園及び幼稚園を利用する保護者への説明を行っていく。

4 子ども園整備の基本的な考え方

（１）施設運営方式別の整備の基本的な考え方

子ども園化の推進において、今後の地域展開を検討するため、子ども園の施設運営方式別に整備の基本的な考え方を整理する必要がある。

施設運営方式別の整備の基本的な考え方は次のとおりとする。

施設一体方式	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の適正配置や既存の幼児施設の大規模改修等の機会を活用し、計画的に整備する。
分園方式	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の保育園舎と幼稚園舎との組み合わせにより、保育・教育環境の充実や定員の拡充が可能な場合に、分園方式の子ども園として整備する。 ・地域の保育需要や施設の状態及び利用状況を踏まえ、計画的に整備する。
単体方式	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園舎又は幼稚園舎の3～5歳児の空き定員の活用や施設整備により、0～5歳の保育を要する子どもの受け入れが可能な場合に、単体方式の子ども園として整備する。 ・地域の保育需要等を踏まえ、段階的に整備する。

(2) 優先的整備の考え方

また、子ども園化の地域展開を計画的に進める一方で、保育・教育サービスの充実が急がれる場合など、優先的に計画を策定し子ども園化を進める場合が想定される。

したがって、子ども園は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、優先的に子ども園化を進める。

優先的整備の考え方
1 保育ニーズ（待機児童、多様な保育ニーズ）の緊急性が高い場合
2 園舎の有効活用を早期に行うことで、より質の高い保育・教育環境の再整備が図られる場合
3 地域的な配置バランスを考慮する必要がある場合

第2部会で検討が進められている「分園方式による子ども園化」で、優先的に整備する子ども園については、この考え方に基づいて計画化されるものである。

子ども園化の推進にあたって

子ども園の担当組織について

子ども園の所管については、四谷子ども園を設置する際に、幼稚園教諭を区長部局に従事させることの問題や教育課程に準ずるもの（保育・教育計画の策定など）に教育委員会の関与が必要であることなどから、教育委員会を所管とした経緯がある。

しかしながら、今後、区立保育所及び幼稚園を子ども園に一元化し、その手法として、認定こども園制度の「幼保連携型」のほか、保育園と幼稚園の組み合わせによる「分園方式」や保育園と幼稚園の単体方式の子ども園など、多様なスタイル、多様な手法により子ども園を整備することが予定されている。

このように、子ども園化を総合的かつ効果的に推進する必要があることから、子ども園の所管を、区長部局に平成 23 年 4 月を目途に移管する方向で検討する。

今後の検討課題

- 1 区立幼稚園の子ども園化について
- 2 子ども園の職員体制等について
 - (1) 子ども園職員の勤務体制について
幼稚園教諭、保育士の配置の考え方
幼稚園教諭と保育士との相互交流について
 - ・子ども園間での交流
 - ・幼稚園と子ども園間での交流
 - (2) 子ども園の園長の位置づけ・配置について
子ども園長の位置づけ・配置の基本的な考え方
管理職園長配置の必要性
係長級園長を配置する場合
- 3 私立保育園、私立幼稚園の認定こども園化の支援の方策の検討
- 4 幼保一元化に関する法整備に向けた国及び東京都への働きかけ

第2部会の検討事項に関する報告

検討の目的と基本的な考え方

第2部会の検討にあたって

第2部会における検討では、これまでの「こども園の類型(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)」による分類ではなく、施設運営方式の一つである分園方式を検討の基本的な視点に置き、既存施設を有効活用し、多様なスタイルのこども園の整備を進めることを目的とする。

第2部会では、他の部会(第1・3・4部会)に先行する形で検討を進め、具体的な分園方式のこども園の展開に関しては、地域の保育需要や課題に適宜的確に伝えていくために、出来る限り早期の実現を目指し、必要に応じて実行計画のローリングや予算措置等の対応を講じるものとする。

分園方式のこども園の整備

1 分園方式のこども園の定義

分園方式のこども園は、次に掲げる事項を満たすものとする。

類型は問わないが、こども園認定が受けられること。

分離している園舎を組み合わせる形で一体的に運営されること。

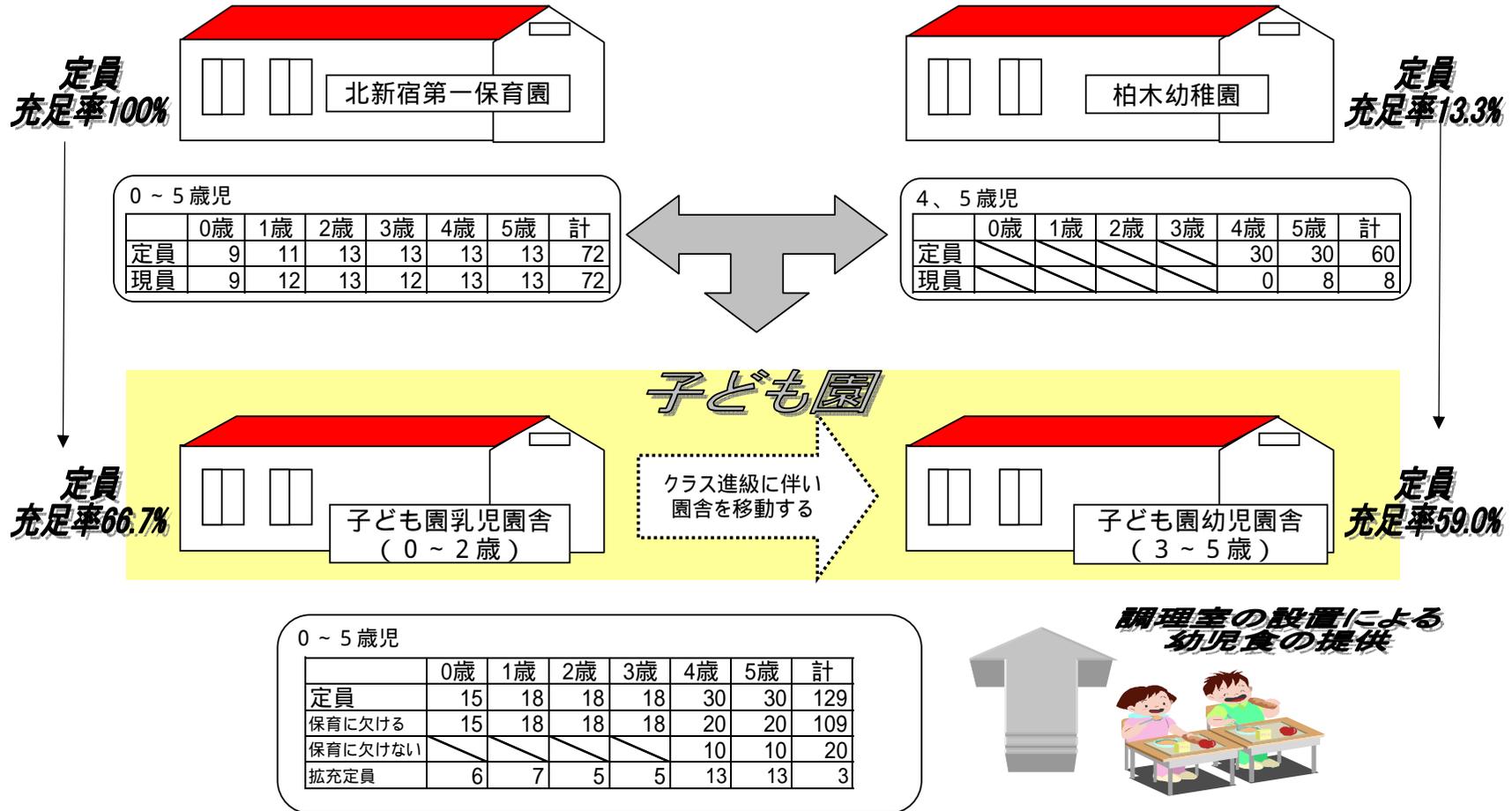
園舎同士が、概ね300mの範囲内に位置し、移動時間が概ね10分以内であること。(東京都認定こども園の認定基準に関する条例施行規則実施細目第5)

各園舎で提供される食事が、子どもの年齢や発達段階を考慮し、アレルギー等に配慮した内容であり、給食の実施に必要な設備が備え付けてあること。

各園舎で保育する年齢構成が、園舎の規模や地域実情等により決定されていること。

新宿区こども園保育・教育指針に基づき、就学前の乳幼児の保育・教育を行うこと。

分園方式子ども園のイメージ図(ケース1)



上記、分園方式子ども園の内容

- (1) 保育園舎の3～5歳児室を活用し、待機児童の多い乳児枠の拡大と一時保育の実施を図るとともに、幼児については、小学校との連携に力を置き、就学への円滑な移行を図る。
- (2) 二つの園舎を併せることにより、乳児枠の拡大と幼児枠の充足率を高める。

2 分園方式の組合せ

(1) 優先的な取り組み

第1部会報告 - 4「子ども園整備の基本的な考え方」に示された、優先的に計画を策定する場合の3つの考え方に基づき選定を行った結果、以下の2つのケースを優先して整備すべきものとした。

【優先的整備の考え方】

- 1 保育ニーズ（待機児童、多様な保育ニーズ）の緊急性が高い場合
- 2 園舎の有効活用を早期に行うことで、より質の高い保育・教育環境の再整備が図られる場合
- 3 地域的な配置バランスを考慮する必要がある場合

ケース1：柏木幼稚園と北新宿第一保育園

柏木幼稚園では応募者数の減少が続いており、平成22年度は4歳児の学級編制ができなかった。23年度入園募集で編制基準を下回った場合は休園となる状況にある。一方、北新宿第一保育園では待機児童が発生しており、保育ニーズの緊急性が高い状況にある。

両園舎間は200m程度離れているが、分園方式を導入することで、柏木小学校との連携や低年齢児の定員増など、より質の高い保育・教育環境の再整備が図れるとともに、一時保育の実施などの地域の保育ニーズに応えることができる。（優先的整備の考え方の1及び2を適用）

ケース2：落合第五幼稚園と中井保育園

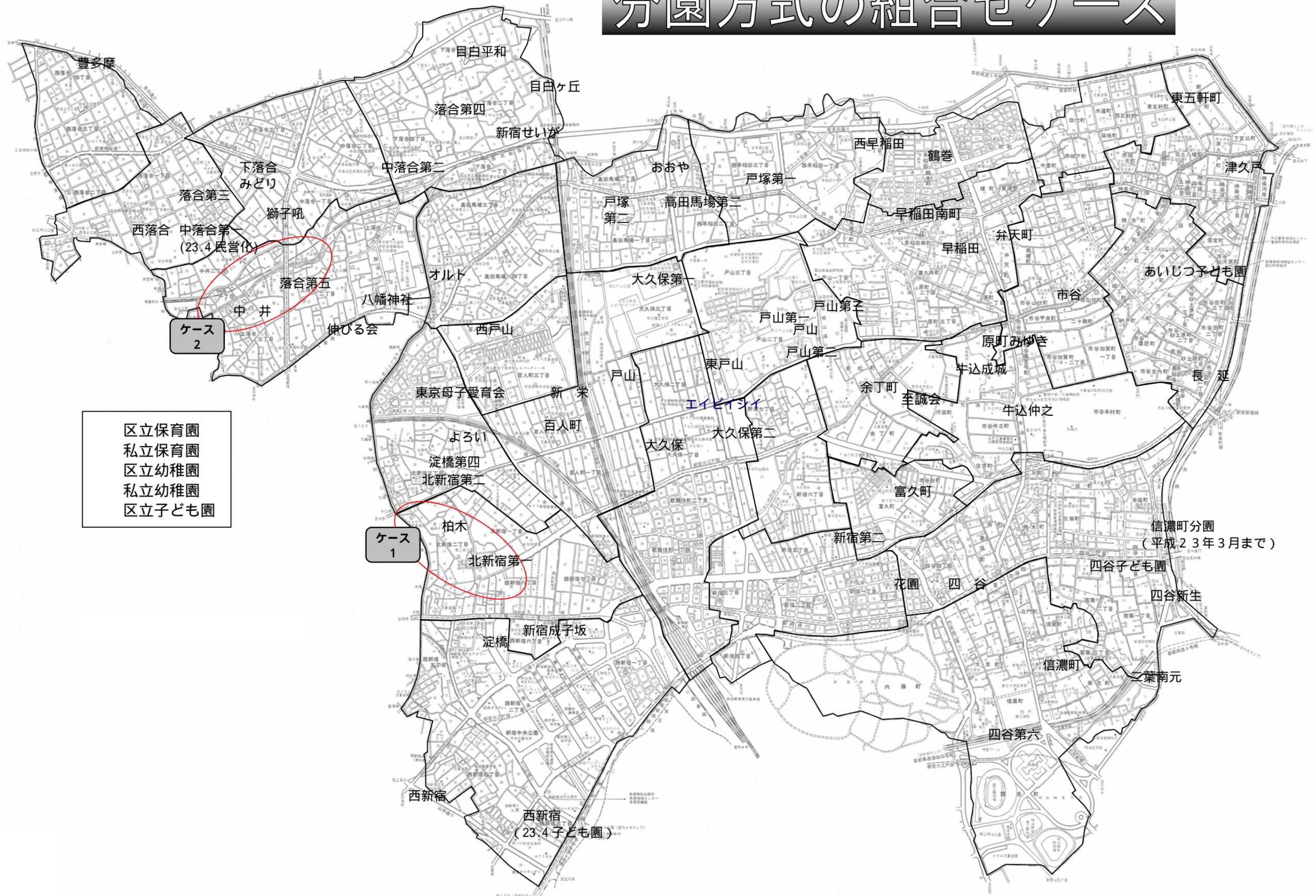
落合第五幼稚園では過去に学級編制基準に満たない年度もあり、平成18年度には存続に関する陳情も出されている。また、現在、落合第五幼稚園舎を活用した保育ルームを平成23年度末まで実施しているが、期限後の活用を図る必要がある。一方、中井保育園は区立保育園で0歳児保育を実施していない園であり、地域の0歳児保育の需要に応えられていない。更に、現状として落合地区には子ども園が設置されていない。

両園舎間は200m程度離れているが、分園方式を導入することで、落合第五小学校との連携や0歳児保育の実施など、より質の高い保育・教育環境の再整備が図れるとともに、子ども園の地域的な配置バランスが図れる。（優先的整備の考え方の1及び2、3を適用）

(2) その他の取り組み

既存の区立幼稚園と区立保育園の配置状況から、分園方式が可能な組合せはいくつか考えられるが、今後、各園の施設規模や地域実情等を考慮しながら個別の検討を進め、分園方式の適否を判断する。

分園方式の組合せケース



区立保育園
 私立保育園
 区立幼稚園
 私立幼稚園
 区立子ども園

信濃町分園
 (平成23年3月まで)

3 運営形態等の検討

ここでは、 - 2 (1) で整理した「優先的な取り組み」に関して、認可の取得形態や児童定員などの運営形態等について、2つのケースごとに、下記のとおりまとめた。

(1) ケース1：柏木幼稚園と北新宿第一保育園

認可の取得形態

柏木幼稚園と北新宿第一保育園については、保育所型の類型による分園方式の子ども園とする。

- ・今後多様なスタイルの子ども園を考えていく中で、これまでは幼保連携型としてきたが、今回はリーディングケースとして保育所型での設置を考える。
- ・今回の子ども園化の推進に至る経緯としては、昨年度の「区立幼稚園のあり方検討会」の中で、区立幼稚園の適正規模、適正配置の手法の一つとして、取り上げられたところから始まっており、柏木幼稚園はここ数年、12名の学級編制基準を下回る状況が続いていることから、ここで少ない地域需要にもかかわらず、幼保連携型にして、幼稚園を残す必然性は考えられない。
- ・これまでは、小学校の統廃合や学級編制基準の適用により、区立幼稚園の適正規模、適正配置が行われた場合、単に幼稚園が休学級又は休園となるだけで、地域の幼稚園ニーズに応えることができなかったが、今回は子ども園の設置により、地域の幼稚園ニーズには十分応えていける。

児童定員

子ども園化による園舎毎の児童定員及び拡充される定員は、以下のとおり。

	0歳	1歳	2歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計	計
児童定員	15	18	18	51	18	30	30	78	129
乳児園舎	15	18	18	51				0	51
幼児園舎					18	30	30	78	78
拡充定員	6	7	5	18	5	13	13	21	3

子育て支援事業

認定こども園取得の必須条件である子育て支援事業の実施に伴い、新規に「専用室型一時保育(定員8名予定)」を実施する。また、現在の幼稚園、保育園で実施している「子育て相談」「未就園児親子の交流事業」を拡充して実施する。

職員配置

分園方式の子ども園における職員配置は、施設一体型方式の子ども園に比べ、園舎が離れていることによる管理上、運営上の配慮が必要である。

施設整備

幼児園舎内に次の設備を整備する。

3歳児保育室

保育年齢については、0歳から2歳児までと3歳児以降では生活や保育・教育内容などに大きな違いがあり、幼児期の成長・発達の連続性や小学校への円滑な接続などを勘案すると、3歳から5歳児が同一施設内で活動することが必要と考える。

また、乳児園舎内で活用できる保育室が増えることで、乳児定員の増や専用室型一時保育が可能となる。

調理室

- 1の「分園方式の子ども園の定義」に基づき、運営内容や工事・維持管理等の経費などについて比較検討を行った結果、分園方式による運営面の難しさや安全・衛生面での配慮から、必要な人的配置等の対応を取ることを前提として、調理室の設置が可能であると判断した。

なお、調理室を園内に設置することで、以下の対応が期待できる。

- ・増加するアレルギー児へのきめ細やかな対応ができる。
- ・温かいものは温かく、冷たいものは冷たいままに子どもたちに提供できる。
- ・調理員とクラス担任との連携がとりやすくなり、幼児の活動に応じ、給食時間に変化が生じても柔軟に対応できる。
- ・給食運搬時の事故や数不足、衛生管理上のリスクを回避できる。

乳児園舎内に次の設備を整備する。

0～2歳児保育室

地域の保育需要に対応して定員を拡充することに伴い、保育室の拡張が必要である。

一時保育室

乳児園舎内の保育室を活用して、専用室型の一時保育室を新たに設置し、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を受け入れる。

計画スケジュール

平成22年度：条例改正

柏木幼稚園、北新宿第一保育園の廃止 / 子ども園の設置

平成23年度：プレオープン

- ・年度前半：乳児園舎での4歳、5歳児の合同保育を開始

幼児園舎の改修工事（保育室、調理室の設置等）を実施

- ・年度後半：幼児園舎の工事完了後、3歳、4歳、5歳児が移動し、幼児園舎での合同保育を開始 / 給食の提供

乳児園舎の改修工事（保育室、一時保育室の設置等）

平成24年度：グランドオープン

(2) ケース 2 : 落合第五幼稚園と中井保育園

認可の取得形態

落合第五幼稚園と中井保育園の子ども園の類型については、施設規模や地域状況、運用内容などを考慮して検討する。

保育する年齢構成

乳児園舎で 0 ~ 2 歳児及び一時保育、幼児園舎で 3 ~ 5 歳児の保育を実施する。

子育て支援事業

ケース 1 と同様に実施する。

職員配置

ケース 1 と同様とする。

施設整備

ケース 1 と同様に、次の設備を整備する。

3 歳児保育室 (幼児園舎内)

調理室 (幼児園舎内)

0 歳児保育室 (乳児園舎内)

計画スケジュール

平成 2 3 年度 : 条例改正

落合第五幼稚園、中井保育園の廃止 / 子ども園の設置
幼児園舎の改修工事 (保育室、調理室の設置等) を実施
保育ルームは乳児園舎に移転して実施 (工事期間中)

平成 2 4 年度 : プレ オープン

乳児園舎の改修工事 (保育室、一時保育室の設置等)

平成 2 5 年度 : グランド オープン

今後の検討課題

第2部会では、優先的な取り組みについて引き続き詳細部分の検討をするとともに、その他の取り組みに関してもケースごとに施設規模や地域実情等を考慮しながら、個別に検討する。

1 優先的な取り組みについて

- 3で検討した内容の他、開設に必要な下記の事項等について検討し、必要に応じて次年度予算に反映させる。

(1) 利用要件：入園資格や保育時間と利用条件などの検討

(2) サービスの

内容及び形態：延長保育、預かり保育、給食の日々利用などの実施内容、実施方法などの検討

(3) 子育て支援策：一時保育などの子育て支援事業の実施内容、実施方法の検討

(4) 職員配置：子ども園独自の加配基準などの検討

2 その他の取り組みについて

ケースごとに、その内容を精査し、分園方式の子ども園の適否について判断するとともに、整備計画を策定する。

参 考 資 料

参考資料 1 各園児数（地図）

参考資料 2 新宿区子ども園化推進検討委員会設置要綱

資料 3 - 1	新宿区子ども園化推進検討委員会設置要綱	第 1 部会	設置要領
3 - 2	新宿区子ども園化推進検討委員会設置要綱	第 2 部会	設置要領
3 - 3	新宿区子ども園化推進検討委員会設置要綱	第 3 部会	設置要領
3 - 4	新宿区子ども園化推進検討委員会設置要綱	第 4 部会	設置要領

資料 4 新宿区子ども園化推進検討委員会 中間のまとめ策定経過

新宿区子ども園化推進検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区立保育所及び幼稚園を子ども園に一元化し、就学前の子ども
の保育・教育環境の充実を図るため、庁内に新宿区子ども園化推進検討委員会(以下、
検討委員会という。)を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は前条の目的を達成するため、次の事項について所掌する。

- (1) 子ども園化に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、必要な事項について協議すること。
- (2) 子ども園化に関する施策について、必要な関係部課間との調整を図ること。
- (3) 第5条に規定する部会の進行管理に関すること。
- (4) 前3号のほか検討が必要な課題について協議すること。

(構成等)

第3条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育委員会事務局次長とし、副委員長は、子ども家庭部長とする。
- 3 委員長は、検討委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときはその職務を代理する。
- 5 委員は、別表1に定める者とする。

(会議)

第4条 検討委員会は委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者を出席させることができる。

(部会)

第5条 検討委員会には、部会を設置する。

- 2 部会の構成及び所掌事項は、別表2のとおりとする。
- 3 部会長は、必要があると認める者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第6条 検討委員会の事務局は、教育委員会事務局教育政策課が担当する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 27 日から施行する。

別表 1

教育委員会事務局	次長、教育政策課長、教育指導課長、学校運営課長、 教育施設課長
子ども家庭部	子ども家庭部長、子ども家庭課長、保育課長、 子ども家庭部副参事（保育園調整担当）

別表 2

名 称	所掌事項	部会長	副部会長
第 1 部会	子ども園のあり方の検討	教育委員会事務局 教育政策課長	子ども家庭部 子ども家庭課長
第 2 部会	分園型の子ども園の検討	教育委員会事務局 学校運営課長	子ども家庭部 保育課長
第 3 部会	保育所の子ども園化の検 討	子ども家庭部 保育課長	教育委員会事務局 学校運営課長
第 4 部会	子ども園保育・教育指針等 の検討	子ども家庭部副参事 (保育園調整担当)	教育委員会事務局 教育指導課長

新宿区子ども園化推進検討委員会 第1部会 設置要領

(設置)

第1条 新宿区子ども園化推進検討委員会設置要綱第5条の規定に基づき、「新宿区における子ども園のあり方」について協議するとともに、関連する課題を整理することを目的として、新宿区子ども園化推進検討委員会第1部会（以下「第1部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 第1部会は次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 新宿区における子ども園のあり方について
- (2) 地域バランスを考慮した多様な子ども園の全体計画について
- (3) 子ども園の職員体制について
- (4) 前3号のほか検討が必要な課題について

(構成等)

第3条 第1部会の構成は別表のとおりとする。

2 部会長は必要に応じ、その指名するものを構成員とすることができる。

(招集)

第4条 第1部会は部会長が招集する。

(事務局)

第5条 第1部会の事務局は、教育政策課が行う。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、第1部会の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

附則

1 この要領は、平成22年4月27日から施行する。

別表(第3条関係)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・教育政策課長・教育指導課長・学校運営課長・区立幼稚園長会代表・子ども家庭課長・保育課長・子ども家庭部副参事(保育園調整担当)・企画政策課主査・人事課主査 |
|---|

新宿区子ども園化推進検討委員会 第2部会 設置要領

(設置)

第1条 新宿区子ども園化推進検討委員会設置要綱第5条の規定に基づき、「分園型の子ども園」について協議するとともに、関連する課題を整理することを目的として、新宿区子ども園化推進検討委員会第2部会(以下「第2部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 第2部会は次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 分園型の子ども園の整備計画について
- (2) 分園型の子ども園の運営形態について
- (3) 分園型の子ども園の職員体制について
- (4) 分園型の子ども園の施設整備等について
- (5) 前4号のほか検討が必要な課題について

(構成等)

第3条 第2部会の構成は別表のとおりとする。

2 部会長は必要に応じ、その指名するものを構成員とすることができる。

(招集)

第4条 第2部会は部会長が招集する。

(事務局)

第5条 第2部会の事務局は、学校運営課が行う。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、第2部会の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

附則

1 この要領は、平成22年4月27日から施行する。

別表(第3条関係)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・教育政策課長・教育指導課長・学校運営課長・教育施設課長・区立幼稚園長会代表・区立子ども園長代表・子ども家庭課長・保育課長・子ども家庭部副参事(保育園調整担当)・区立保育園長会代表 |
|---|

新宿区子ども園化推進検討委員会 第3部会 設置要領

(設置)

第1条 新宿区子ども園化推進検討委員会設置要綱第5条の規定に基づき、「保育所の子ども園化」について協議するとともに、関連する課題を整理することを目的として、新宿区子ども園化推進検討委員会第3部会（以下「第3部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 第3部会は次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 保育所の子ども園化の整備計画について
- (2) 保育所の子ども園化における運営形態について
- (3) 保育所の子ども園化における職員体制について
- (4) 保育所の子ども園化における施設整備等について
- (5) 前4号のほか検討が必要な課題について

(構成等)

第3条 第3部会の構成は別表のとおりとする。

- 2 部会長は必要に応じ、その指名するものを構成員とすることができる。

(招集)

第4条 第3部会は部会長が招集する。

(事務局)

第5条 第3部会の事務局は、保育課が行う。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、第3部会の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成22年4月27日から施行する。

別表(第3条関係)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・子ども家庭課長・保育課長・子ども家庭部副参事(保育園調整担当)・区立保育園長会代表 2名・学校運営課長・区立子ども園副園長代表 |
|---|

新宿区子ども園化推進検討委員会 第4部会 設置要領

(設置)

第1条 新宿区子ども園化推進検討委員会設置要綱第5条の規定に基づき、「子ども園保育・教育指針」について協議するとともに、関連する課題を整理することを目的として、新宿区子ども園化推進検討委員会第4部会(以下「第4部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 第4部会は次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 新宿区子ども園保育・教育指針の策定について
- (2) 小学校への円滑な接続について
- (3) 障害児保育・特別支援教育の統合、調整について
- (4) 子ども園における研修体系について
- (5) 子ども園における保護者対応について
- (6) 前5号のほか検討が必要な課題について

(構成等)

第3条 第4部会の構成は別表のとおりとする。

- 2 部会長は必要に応じ、その指名するものを構成員とすることができる。

(招集)

第4条 第4部会は部会長が招集する。

(事務局)

第5条 第4部会の事務局は、保育課が行う。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、第4部会の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成22年4月27日から施行する。

別表(第3条関係)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・子ども家庭部副参事(保育園調整担当)・区立保育園長会代表・教育指導課長・学校運営課長・区立小学校長会代表・区立幼稚園長会代表・区立子ども園長代表 |
|---|

新宿区子ども園化推進検討委員会 第一次報告策定経過

検討委員会

開催日	主な検討内容
平成 22 年 4 月 27 日	〔第 1 回〕 ・新宿区子ども園化推進検討委員会及び部会について ・優先的に検討する事項について
5 月 31 日	〔第 2 回〕 ・各部会の進捗状況報告
6 月 29 日	〔第 3 回〕 ・第一次報告について（了承）

第 1 部会

開催日	主な検討内容
平成 22 年 4 月 27 日	〔第 1 回〕 ・第 1 部会の検討事項及び議論の進め方 ・子ども園化の基本理念
5 月 14 日	〔第 2 回〕 ・子ども園化の基本理念 ・区の就学前施設の需要数算定 ・子ども園の種類・形態について
5 月 24 日	〔第 3 回〕 ・保育需要数の算定について ・子ども園の種類・形態、その課題等について ・子ども園の種類・形態別の整備方針について
6 月 10 日	〔第 4 回〕 ・保育需要数（平成 29 年）について ・子ども園化推進の基本方針について ・子ども園整備の基本的な考え方について ・今後の検討課題について
6 月 28 日	〔第 5 回〕 ・第一次報告（案）について

第 2 部会

開催日	主な検討内容
平成 22 年 4 月 30 日	〔第 1 回〕 ・第 2 部会の検討事項及び議論の進め方
5 月 13 日	〔第 2 回〕 ・分園方式の子ども園の定義の確認 ・分園方式の子ども園の組み合わせについて
5 月 25 日	〔第 3 回〕 ・柏木幼稚園・北新宿第一保育園の分園方式の子ども園化について
6 月 3 日	〔第 4 回〕 ・落合第五幼稚園・中井保育園の分園方式の子ども園化について

6月14日	〔第5回〕 ・分園方式の子ども園における調理室の設置の考え方について ・柏木幼稚園・北新宿第一保育園の分園方式の子ども園について ・落合第五幼稚園・中井保育園の分園方式の子ども園について
-------	--

第3部会

開催日	主な検討内容
平成22年5月26日	〔第1回〕 ・第3部会の検討課題について ・保育所の子ども園化の課題整理

第4部会

開催日	主な検討内容
平成22年5月24日	〔第1回〕 ・第4部会の検討課題と今後の見通しについて
6月22日	〔第2回〕 ・子ども園の理念について ・子ども園の基本方針について ・新宿区子ども園保育・教育指針（案）について